

区立小・中学校教員の服務事故を効果的に予防するための提言  
(教員による児童・生徒に対する不適切な(わいせつ)行為)

平成 31 年 3 月

墨田区立学校教員の服務の在り方検討委員会

## 1 服務事故の状況（東京都、墨田区）

東京都教育委員会では、平成29年5月に、教職員の服務に関するガイドライン（以下「都のガイドライン」という。）を公表した。それによれば、「わいせつ行為等により懲戒処分等を受けた者は、平成27年度は23人で、平成27年度の37人と比べて減少しているものの、平成27年度のわいせつ行為等処分者数等の教職員数に対する割合は、全国の0.02%に比べ東京都は0.04%と高い状態にある。」と示されている。

また、このガイドラインは、「服務事故防止の更なる徹底を図るため、教職員が当然守るべき服務に関する指針、ルール、とるべき行動例のほか、最近の服務事故例・処分量定等をまとめたもの」であり、都内の全教職員に配付されている。しかし、その後も服務事故は発生しており、その趣旨が全教職員に浸透していない状況である。

本区においても、東京都が定める服務研修をはじめ、区独自の研修や区立学校の管理職による個別指導等を行っているにもかかわらず、服務事故は後を絶たない。特に、平成30年は、教員による児童・生徒に対する不適切な行為（わいせつ）が続いて発覚した。このことは、被害児童・生徒に対して、将来にわたっての精神的ダメージを与えることとなる。また、区立学校及び教員に対する区民の信頼を失うことになり、絶対にあってはならないことである。

こうした状況の中、教員による服務事故を根絶するための取組が強く求められている。教育委員会は、このことを重く受け止め、児童・生徒が安心して学習できるよう区立学校の安全な環境を継続して確保するため、これまでの服務事故防止研修及び各学校における服務規律遵守にかかる取り組みを厳しく見直し、より効果的な予防策を実施していくなければならない。

## 2 教員の服務事項徹底の状況

本区においては、服務事項の徹底を図るため、これまでに次のような取組を行っている。

### （1）教育委員会

- 校長会や副校長会での情報提供、注意喚起、指導

東京都の指導室（課）長会で示される服務に関する方針や服務事故の事

例等を紹介するとともに、本区における重点方針等の説明を行っている。

- 研修会開催（初任者及び中堅教諭等資質向上研修）

本区の研修計画に基づき、職層に応じて、服務に関する研修を実施している。

(2) 区立学校

- 管理職による服務事故防止研修

東京都では、管理職が年に2回服務事故防止研修を行うことが義務付けられており、東京都の資料を用いて各学校で実施している。また、服務事故のプレス発表があれば、その都度周知している。

- ふくむニュースレター及び処分公表資料の周知

東京都では、服務事故による処分を発表すると、学校あての「ふくむニュースレター」を発行している。これに、処分公表資料を添付して、全教員に周知している。

### 3 墨田区における服務事故に内在する課題

平成30年に本区において発覚した教員による児童・生徒に対する不適切な行為（わいせつ）は、その場所も相手の属性も違ってはいるが、いずれも教員としての本来あるべき立場を著しく逸脱し、相手の人格、感情を無視又は自分本位に解釈して行われた許されない行動である。特に、自校内での服務事故では、教員が教える立場であることを利用し、被害児童・生徒に対して不適切な行動をとったものであり、教員の誤った上下関係の認識が、不適切な行為を誘引しているとも言える。

昨今の報道では、教員の多忙化が多く取り上げられている。本区においても同様の状況であると予想できるが、そうした中での心的ストレスが様々な服務事故の要因の一つとなる可能性も指摘されている。ストレスとわいせつ行為との因果関係については言及することは難しいが、不適切な行動をとった教員の意識の問題と同時に、学校体制の視点からも、原因の分析が必要であると考えられる。

また、学校には、施設の性質から死角（教室等の仕切られた空間）が多く、他者から見えづらいという構造的な特徴もある。校内で服務事故が発生し、容

易に表面化しない要因の一つになっていることが考えられる。

これらのことから、本区における服務事故に内在する主な問題点は、次のとおりである。

- 教育委員会においては、これまでも管理職を対象として服務管理にかかわる研修、注意喚起、情報提供等を行うとともに、教員を対象とした研修等を行ってきたが、全ての教員の服務遵守意識を高めるという点では不十分な面がある。
- 各学校においては、定期的な研修や管理職等による職務行動の確認、職場のルール作りや指導、助言などが行われているが、事故発生を防ぐという視点での徹底には不十分な面がある。
- 校内の密室で、相当な時間、教員と児童・生徒が二人きりの状態でいることがあり得た。
- 1対1の対応が、わいせつ行為につながる可能性があるとの認識に徹底を欠く面がある。
- 児童・生徒対応の際に、複数対応のルールはあるが、部活動時、休日などは、同僚や管理職による確認が徹底されない可能性がある。
- 相手も納得していると考える等、教員の認知（ものごとの受け取り方や考え方）に歪みが見られる場合がある。
- 法律違反により、免職、教員免許状の失効等の処分があるとの認識が全ての教員には浸透していない。
- 教員としての服務規程や職責、服務事故による影響等を理解し、自らの行動を律しようとする意識が定着していない。

上記の問題点等を踏まえ、想定される課題は次のとおりである。

- (1) 服務事故を起こした教員には、児童・生徒を教え導く職であり、社会人としての範を示すべき立場にある教員として、当然備えていなければならぬ倫理観や道徳観、法令遵守の意識が欠けるあるいは乏しいという傾向が見られる。また、児童・生徒の心情や行動を、自らに都合よく解釈するなど、認知傾向にも問題があったものと考えられる。

教員に対する倫理観等の向上及び正しい認知を身に付けさせるための取組が必要である。

(2) 服務事故が起きた後に、保護者や地域の関係者からは以前から噂があつた、周囲の教員もその行動に違和感を覚えたなどの話が出ることがある。

管理職による服務管理の徹底はもちろんあるが、教職員も含めた学校全体で統括していくといった視点をもって、同僚が日ごろから気づいたことを言い合える風通しの良い職場環境を整備するとともに、保護者や地域の関係者からの様々な情報を収集しやすい体制を構築する必要がある。

(3) 学校内での予防策として、服務事故を起こさない、起こさせないために、教員が児童・生徒と接触する際のルールや、教員であっても校内の施設を使うためのルールを作り、教員全員がそれを理解し、学校全体でルールを守るための方策も考えていく必要がある。

#### 4 教育委員会及び学校における服務事故の予防策

本検討委員会では、本区における教員の服務事故の状況等を考察し、服務管理の現状について聴取したところ、教育委員会及び各学校では、日々の服務の徹底や研修など基本的な取り組みは行われていることが確認できた。加えて、都のガイドラインには、本区における服務事故に類似した事例も掲載されており、各教員がこれを精読し、自分の立場、使命、児童・生徒の人権等を理解して適切に実践していれば、事故には至らなかつたはずである。しかし、実際には、全ての教員への服務遵守の徹底とはなつていなかつた現状がある。

教員には、児童・生徒への対応を1対1で行わなければならない状況もあり、そうした時に、服務事故につながるリスクがある。各部屋の使用に関するルールを作り徹底することや、使用する部屋の壁や扉を透明にする等のハード面での対応等、今回の事態を厳しく受け止め、服務事故を未然に防ぐ方策を確立していく必要がある。

本検討委員会は、区立小・中学校教員の服務事故（教員による児童・生徒に対する不適切な（わいせつ）行為）を防ぐため、教員一人ひとりに服務遵守を徹底できるよう、これまでの取組を見直すとともに、より効果的な方策について、新たな取組を展開するために、次のとおり提案する。

教育委員会は、これまでの基本的な服務研修を厳しく見直すとともに、その実施を学校任せにするのではなく、各学校と連携して服務事故の根絶に向けた

実効性のある取組の実施を行う。また、管理職の服務事故も発生している現状から、管理職に対する取組は、教育委員会が責任をもって行うよう強く求める。

なお、児童・生徒及び保護者、地域関係者が相談できる既存窓口の周知にも工夫されたい。

(1) 教育委員会による教員の意識改革

- 研修対象者、内容の見直し

現在行われている服務に係る研修会の対象者、実施時期等の見直しを行い、各職層でのその職層ごとに適した内容での研修を実施する。それぞれの立場において必要な倫理観等の育成を目指すとともに、教員が一定期間服務研修を受けないことがないような計画を立てる。

なお、教員は、児童・生徒からの相談への対応、保護者や地域の関係者との面談等を行うことから、そうした際の対応方法等の研修についての検討も必要である。

- 学校の服務遵守体制の強化

服務事故防止のための体制を強化するため、教員のみならず、児童・生徒を含めた①アンケート等による実態の把握、②対人関係や身体接触等にかかる教育・指導、③相談業務の充実、周知等を行う。

学校全体のリスクを把握し、各学校と連携した服務事故防止を徹底する。

- 教員対象のアンケート調査の実施

自己の服務意識等に関する項目に加えて、自他の服務事故防止に関わる行動を振り返り、改善につなげるような設問や、教員が認知している学校内や保護者・地域からの伝聞等を収集できるような設問のあるアンケートを実施する。

このことにより、様々な情報収集に努めるとともに、各教員に教員としての職責や立場を自覚させることで抑止効果も引き出す。

(2) 学校における教員の意識改革

- 管理職の面接による個別指導

上記アンケートも活用し、不適切な行動傾向や、何らかの兆候がある教員に対して個別指導する。第一に、児童・生徒を守るためにあるとともに、教員自身が誤解を生じる可能性のある行動を自覚し、改善に努めることは、

自らを守ることにつながることを説明し、教員の意識改革を図る。

- 何でも話せる職場風土の醸成

学校内での良好な人間関係を築き、風通しの良い組織を作ることで、不審なことや不可解な行動をする者を生じさせないようにするとともに、万が一不適切な行動等があった時に、確実な報告とともに遠慮なく注意、指摘し合える学校組織を整える。

- 保護者、地域及び関係機関等との連携

学校全体の透明性を確保するとともに、学校公開や学校運営連絡協議会など、様々な機会を活用して保護者や地域の関係者からの情報収集に努める。また、管理職はこれらの情報や職務行動の観察等を通して、教員の認知に疑い等が確認された際には、適切な指導を行うとともに、状況に応じて医療機関等へつなげていく。

(3) 学校施設の使用上のルール作り

- 施設の実態に即したルール作り

都のガイドラインの「具体的な行動」等を参考にして、教育委員会主導で施設の実情に即した具体的な使用ルールを作り、学校全体の教職員で、そのルールを共有し守っていく。

なお、小学校と中学校では、児童・生徒の発達段階や指導体制等の違いがあることを考慮する必要がある。

- 部活動、休日におけるルール作り

校外での部活動の練習や大会参加時及び休日におけるルールを作り、それが守られるための対策を検討する。

(4) 教員のメンタルケア

- 教員の事務作業の軽減

教員の多忙化による心的ストレスを軽減するため、学校における働き方改革を推進し、教員が職務に専念できる環境を整える。

- ストレスチェックの有効活用

教員に対して行っているストレスチェックを継続し、その結果を分析して服務事故につながるような要因を排除するとともに、学校全体の活性化に結び付けていく。

## おわりに

平成 30 年 12 月から開催された本検討委員会では、各委員がそれぞれの立場から、服務事故防止の重要性や今後の方策の在り方について真剣な意見交換が行われた。

時に、区立学校における服務事故の現状について厳しい意見も示されたが、各委員に共通していたのは、学校教育や教員への期待であり、ほとんどの教員は、自己の職責を十分に自覚し、児童・生徒のために献身的に職務にあたっているという認識である。

本検討委員会で、特に重点として取り上げた「不適切（わいせつ）行為」に及ぶ教員は、極めて特異な限られた一部に過ぎない。しかし、たった一人の不適切な行動が、学校教育全体に及ぼす影響は計り知れないものがある。

本提言が、服務事故の予防の一助となるよう、さらに教育委員会及び各学校は、よりよい教員の在り方、学校の在り方について検討を加え、効果的な実践を推進することで、真に区民の負託に応える学校教育が実現することを期待する。

なお、本検討委員会では、東洋大学社会学部社会心理学科教授の桐生正幸先生を招いて、性的犯罪についてご講演いただいた。その中で、事故につながる要因として、教員、児童・生徒、監視者・傍観者の心理によるもの、そして空間（時間、場所）もポイントであるとの指摘があった。予防策として、事故が発生し得ない環境を作ることが望ましいとの示唆をいただいた。本提言の中には、桐生先生の講演内容を参考にさせていただいた部分もあるので、その旨申し添える。